

神戸市中小企業奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般財団法人兵庫県雇用開発協会（以下「協会」という。）は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、経済・雇用状況が悪化している神戸市内の雇用環境の改善を図るため、中小企業奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱（以下「兵庫県支援制度要綱」という。）に基づく補助金の交付を受けている神戸市内の中小企業とその若年従業員に対し、神戸市と連携して予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 本要綱に基づく補助金の支給対象企業（以下「補助対象企業」という。）は、兵庫県支援制度要綱に基づく補助金交付の要件を満たす中小企業のうち、神戸市内に本社（正社員の採用、社員の給与等勤務条件の決定権限を有する部署がない登記簿上だけ所在するものは除く。）を置く中小企業（以下「市内本社企業」という。）とする。

2 本要綱に基づく補助対象とする従業員（以下「対象従業員」という。）の範囲は、兵庫県支援制度要綱の規定に準じるものとする。（ただし、補助金の交付申請日において、神戸市内に在住するものに限る。）

(補助対象経費等)

第3条 本要綱に基づく補助対象経費は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前条に定める補助対象企業が、対象従業員に対し、奨学金返済支援のために支給することを就業規則又は賃金規程など文書で明確に定めて支給した手当等（対象従業員の返済を代理返済した額を含む。）

(2) 対象従業員が独立行政法人日本学生支援機構に当該年度に返済する額から、前号に定める手当等を除いた額

2 補助対象とする期間については、兵庫県支援制度要綱の規定に準じるものとする。

(補助額)

第4条 交付する補助金の額は、次の各号に定める額の合計とする。

(1) 補助対象企業が当該年度の2月末日までに対象従業員に支給を完了した額の4分の1以内の額又は3万円のいずれか低い額

(2) 対象従業員が独立行政法人日本学生支援機構に当該年度に返済する額から補助対象企業が当該年度の2月末日までに当該従業員に支給を完了した額を差し引いた額の4分の3以内の額又は25万円のいずれか低い額から、兵庫県支援制度要綱に基づき従業員に対し交付される額を除いた額

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象企業は、神戸市中小企業奨学金返済支援制度補助金交付申請書（様式第1号）に、協会が申請内容を確認するために必要とする書類を添えて、協会が定めた日までに提出しなければならない。ただし、協会が申請内容を確認するために必要とする書類については、兵庫県支援制度要綱に基づき協会に提出する書類をもって代えることができる。

(交付決定及び通知)

第6条 協会は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて聞き取り調査を行い、補助金を交付すると認めるときは、神戸市中小企業奨学金返済支援制度補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第7条 前条の交付決定通知を受けた補助対象企業は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を協会に提出しなければならない。

(1) 新たな従業員を補助対象として申請する場合

(2) 支給する手当等を増額する場合

(3) 補助事業の中止又は廃止

2 協会は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 前2条による決定通知を受けた補助対象企業は、補助事業が完了したとき（補助事業が完了する前であっても、補助金の額が確定したと理事長が認める場合を含む。）又は第6条の交付決定日の属する年度が終了したときは、神戸市中小企業奨学金返済支援制度事業実績報告書（様式第7号）に、協会が実績内容を確認するために必要とする書類を添えて、協会が定める日までに提出しなければならない。ただし、協会が実績内容を確認するために必要とする書類については、兵庫県支援制度要綱に基づき協会に提出する書類をもって代えることができる。

2 補助対象企業は、前項に定める事業実績報告書を提出する際に、第4条第2号に定める補助額について対象従業員に対し未支給である場合は、当該補助額を対象従業員に確実に支給する旨の協会理事長あての誓約書を添付しなければならない。

(額の確定及び補助金の交付)

第9条 協会は、前条の報告に係る書類の審査及び必要に応じて聞き取り調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、神戸市中小企業奨学金返済支援制度補助金額確定通知書（様式第8号）により、当該補助対象企業に通知する。

2 協会は、前条第2項に定める添付書類が適正であると認めるときは、第4条第2号に定める補助額について、対象従業員に対し補助金が支給される旨を通知するとともに、補助対象企業に対し当該補助額部分を確定することができる。

3 協会は、確定した補助金の額が第6条（第7条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額）による交付決定額と同じ場合は、前項の規定による通知書を省略することができる。

4 補助金の交付は、第1項の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助対象企業からの請求（様式第9号）により行う。

(交付決定の取消)

第10条 協会は、補助金の交付決定を受けた企業が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合又は補助金の交付決定後にこの要綱に反するなど不適当な事実が発生した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 協会は、前項の取消を行ったときは、神戸市中小企業奨学金返済支援制度補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該企業に通知する。

(補助金の返還)

第11条 協会は、前条第1項の取消を決定した場合において、補助事業の取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日から15日以内の期限を定め、当該補助金の返還を命じることができる。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、その期限を延長することができる。

(遅延利息等)

第12条 前条の規定により補助金の返還を命じられた補助対象企業は、その命令に係る補助金受領の日から返還に係る金額の納付日までの日数に応じ、当該返還金の額につき年2.6パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

(帳簿等の保管)

第13条 協会及び補助金の交付を受けた補助対象企業は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後、5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、神戸市と協議のうえ、協会理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月26日から施行する。ただし、令和2年4月1日以降に、補助対象企業が対象従業員に対して支給した手当等及び対象従業員が支払った奨学金返済額については、この要綱の適用対象とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年4月1日以降に、補助対象企業が対象従業員に対して支給した手当等及び対象従業員が支払った奨学金返済額については、この要綱の適用対象とすることができる。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日より令和5年3月31日までの間においては、改正前の要綱に基づき、補助金の交付決定を行うことができる。
- 3 令和4年4月1日より施行の日までに既に補助金の交付決定を受けた、又は前項の規定により補助金の交付決定を受けた企業（市内本社企業を除く。）及び対象従業員については、当該従業員にかかる補助対象経費に限り、この要綱の施行後も、なおこの要綱の適用対象とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。